健康保険任意継続被保険者　資格取得申出書

この申請をするときは、退職した翌日から 20 日以内に保険料を添えて提出してください（現金書留または窓口）

① 勤務していた時の健康保険記号及び番号	記号		番号	※
②申出者の氏名等	(ﾌﾘｶﾞﾅ) ㊞ 昭和・平成・令和　年　月　日生（　歳）男・女			資格確認書 ☐必要 ☐不要 該当に☑してください 千円
③申出者の住所 郵便番号を必ず記入してください。	〒　－ 都道府県			
④電話番号	自宅電話　－　－　携帯　－　－			
⑤被扶養者の有無	有・無	「有」の場合は下記の**健康保険　被扶養者届**を記入してください。		
⑥限度額適用認定証の有無	有・無	有効期限が残っている限度額適用認定証をお持ちの場合は「有」に○をしてください（家族分を含む）。		
⑦勤務していた事業所	名称 電話番号　－　－	所在地	都・道・府・県	
資格取得日および資格喪失年月日（退職日の翌日）	⑧資格取得日　昭和 平成 令和　年　月　日	⑨資格喪失日（退職日の翌日）　昭和 平成 令和　年　月　日		
⑩保険料の納付方法 （保険料の納付方法について、次のいずれかに○を囲んでください。）	（イ）　毎月納付 （ロ）　年度末までまとめて納付（**資格喪失月の翌月～年度末の 3 月まで**） （ハ）　前期（**⑨の喪失月の翌月～9 月まで**）・後期（**10 月～翌年 3 月**）の 2 回に分けて納付 **※注意**　（ハ）は、⑨の喪失日が 9 月 1 日以降の方は希望できません。 （ロ）と（ハ）について、納付期日が限られていますので必ずご連絡ください。 申出書を提出された時期によっては、前納による納付をできない場合があります。			

健康保険　被扶養者届　（家族を扶養に入れる場合は必ず記入してください。）

	⑪被扶養者の氏名		⑫被扶養者の生年月日等	性別	⑬続柄	⑭職業	⑮年間収入	⑯資格確認書要否
被扶養者欄	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		昭和 平成 令和　年　月　日	男 女			万円	☐ 発行が必要
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		昭和 平成 令和　年　月　日	男 女			万円	☐ 発行が必要
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		昭和 平成 令和　年　月　日	男 女			万円	☐ 発行が必要
	(ﾌﾘｶﾞﾅ)		昭和 平成 令和　年　月　日	男 女			万円	☐ 発行が必要

⑰社会保険労務士の提出代行者記載欄	⑱備　考

※の欄は記入しないで下さい。

課　長	係　長	主　任	係　員	受領者

受付日付印

【 提出先 】　〒103-8554 東京都中央区日本橋堀留町 1-9-6 東京織物健康保険組合 適用課宛　TEL03－3661－2254

「健康保険任意継続被保険者　資格取得申出書」を提出される皆様へ

≪大切なお知らせ≫

○　任意継続被保険者になるためには

・任意継続被保険者になるためには、以下の条件を満たしていることが必要です。

①　退職日までに継続して**２ヵ月以上**の被保険者期間があること

②　**退職日の翌日から２０日以内に初回分の保険料を添えて申出書を提出すること**

※　**月をまたいで任意継続の申出をされた場合**、例えば１月２５日に退職し、申出を翌月２月に入ってからされた場合には、申出書に添えていただく初回分保険料は、**２ヵ月分**（例えの場合は１月分と２月分）が必要となります。

○　任意継続の期間について

・任意継続被保険者として加入いただける期間は、最長で２年間です。
ただし、以下のいずれかに該当する場合は２年を経過する前に資格喪失となります。

①　毎月の保険料を納付期限までに納付しなかった場合

②　就職等により、他の被用者保険の被保険者となった場合

③　被保険者の方が亡くなった場合

④　被保険者の方が７５歳になった場合（後期高齢者医療制度に加入された場合）

⑤　任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、保険者に申し出た場合

○　資格確認書（資格情報のお知らせ）の発行について

・任意継続被保険者の資格確認書（資格情報のお知らせ）は、勤務していた事業所から「資格喪失届」が提出され、その手続きが終了した後に交付となります。したがって、資格確認書がお手元に届くまでに多少時間を要する場合がありますので予めご了承ください。

※　資格確認書が必要な方は資格確認書必要に☑をご記入ください。
（マイナ保険証をご利用中の方で、資格確認書が不要な方には、資格情報のお知らせのみを交付いたします。）

○　保険料の納付について

・資格取得月以降の保険料の**納付期限は毎月１０日**までです。
ただし、１０日が金融機関の休業日の場合は翌営業日までです。

・**振込手数料につきましては、ご本人負担となりますのでご了承ください。**

※　納付期限までに納付されなかった場合は、資格を喪失します。

○　保険料について

・任意継続被保険者の標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額または前年（１月から３月までは前々年）の９月３０日における、東京織物健康保険組合の標準報酬月額の平均額※のいずれか低いほうの額となります。

・任意継続被保険者の保険料は、事業主負担がないため全額自己負担となります。

・在職時の保険料は、資格取得した月分から賦課され、資格喪失した月（退職日の翌日の属する月）の前月分までとなります。

・事業主が皆様の給与から控除できる被保険者負担分の保険料は前月分です。また、保険料は日割りではなく月単位での賦課となります。

例）　１月３１日退職で２月１日から任意継続の場合
　　１月分までは事業所にて給与から控除・２月分から任意継続として納付

例）　１月３０日退職で１月３１日から任意継続の場合
　　１２月分までは事業所にて給与から控除・１月分から任意継続として納付

・任意継続の保険料は下記の理由により変更となる場合があります。

①　任意継続加入中に４０歳になり介護保険第２号被保険者に該当した場合
（一般保険料の他に介護保険料が必要となります。）

②　任意継続加入中に６５歳になり介護保険第２被保険者に該当しなくなった場合

③　健康保険料率または介護保険料率が変更された場合

④　東京織物健康保険組合の標準報酬月額の平均額※が変更となった場合

※　標準報酬月額の平均額については適用課（03-3661-2254）までお尋ねください

○　保険料は半期ずつ、または年度末まで一括納付できます

・保険料を一括納付（前納）する場合は、保険料額が割引となります。

①　申請書⑩欄で（ロ）の年度末までまとめて納付を選択した場合
⑨の資格喪失月の翌月分から年度末の３月分までを割り引かれた保険料で一括納付することができます。

②　申請書⑩欄で（ハ）の前期・後期の２回に分けて納付を選択した場合
⑨の資格喪失月の翌月分から９月分までと、１０月分から翌年３月分までの２回に分けて割り引かれた保険料で納付することができます。ただし、⑨の喪失日が９月１日以降の方は選択できません。

注　意　納付期限は、前納開始月の前月末までとなっています。月末が金融機関の休業日の場合は翌営業日までとなりますので、申出書を提出された時期によっては、前納による納付をできない場合があります。